

会員の皆さまからのご提案・ご意見を、仕事の開拓や改善に活かす制度「会員提案活用制度」についてのお知らせ

東村山市シルバー人材センター
事業委員会委員長 佐々木 静章

当東村山市シルバー人材センターでは、平成25年度より、会員が自主的に新規事業の開発や既存事業の改善のための提案・提言をし、かつ自らが主体的に就業機会の拡充を図っていくことを目的とした「会員提案活用制度」を制定いたしました。

様々な幅広い経験・キャリア・知識等をお持ちの会員の皆さまより、お知恵を拝借させていただき、シルバー人材センターだから出来る仕事や、既存事業に対する改良、改善策の提案・提言を募集し、実行可能な策は理事会にて検討し、積極的に活用していきたいと思っております。

制度の概略につきまして、以下の通りでございます。会員の皆さまには、ご理解・ご協力と本制度の積極的な活用をお願い申し上げます。

1 会員提案活用制度の主旨・目的

この制度は、会員が自主的に新規事業の開発や、既存事業の改善のための提案・提言をし、かつ自らが主体的に就業機会の拡充を図るとともに、地域社会のニーズに応えることのできる魅力あるセンター創りを目的とするものです。

2 制度の内容

会員が自主的かつ自由に、就業に関する様々な提案や提言をすることができるようにし、それらを活用するための制度で、その内容はおよそ次のようなものとなります。

- (1) センターは、本制度の趣旨を広く会員に周知して、個人または複数の会員による新規事業の開発や今ある仕事に関する改善提案を募るものとします。
- (2) 会員は、自らが考える様々な提案・提言等を理事会に提出し、理事会はそれを受けて検討を行うかどうか決定します。
- (3) 理事会は、「会員提案検討委員会」を設け、検討することとなった提案・提言等の実現化に向けて努力します。
- (4) 会員は、理事会から承認をうけた提案や、提言に対する方針に基づき事業や仕事に取り組めます。
- (5) 有益な提案や提言をされた会員に対して、著しい成果がみられた場合の報奨制度も設けられました。

3 会員提案活用制度の特質

- (1) 会員自身のアイデアに基づいて自由に事業を計画したり、提案したりすることができます。
- (2) 新しい事業については、すでにセンターが実施している事業と競合しないもの

であることが必要です。

(3) 提案される新しい事業は、法令遵守・安全就業を第一として考えていただく必要があります。これは、センター事業の一環として行うからです。

(4) 地域社会における諸事業と共存できることを基本としてください。

(5) 既存事業の改善や改良に関することは、出来るだけ具体的に提案していただく必要があります。理事会でもその内容を把握するのに時間がかかってしまうためです。

4 新規の仕事の開拓・運用の例として

会員さんによる自由な提案が可能ですので、多彩な職種や仕事の提案を行っていただければ良いと思います。

<募集テーマ>

「健康、仲間作り」、「地域活性化に関わる事業」、「高齢化に相応した事業」など、会員の満足度向上につながるもの。なお、テーマ以外の提案も歓迎します。

5 その他

本制度に基づく提案・提言は、センター事務局に設置する提案箱に、提案書（窓口配置）を投函、またはホームページに掲載する書式をダウンロードされメールにてご送付願います。

送付先：higashimurayama@sjc.ne.jp

<注> お問い合わせはセンター事務局まで。 （電話番号）042-395-1851

令和4年1月1日